

第1条（名称）本会は愛知教育大学地理学会と称する。

第2条（目的）本会は地理学および地理教育を研究し、その発展と普及に貢献することを目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会誌「地理学報告」の刊行。
2. 学術大会および講演会の開催。
3. 内外学術諸国体との交流。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条（事務局）本会の事務局は当分の間愛知教育大学地理学教室内におく。

第2章 会 員

第5条（資格）会員は本会の目的に賛同する者をもって構成する。

第6条（会費）

1. 会費（会誌代を含む）は定められた会費を年度内に納入しなければならない。
2. 会費の変更は総会の議を経なければならない。
3. その他会費に関する事項は細則で定める。

第7条（特典）会員は会誌の配布を受け本会の行う事業に参加することができる。

第8条（退会・除籍）

1. 本会を退会しようとする会員は、その旨を本会に申し出なければならない。
2. 会員が会費を長期にわたって滞納したときは、会誌の配布を停止し除籍することがある。
3. 退会の承認・除籍の決定は常任委員会が行う。
4. その他除籍に関する事項は細則で定める。

第3章 役 員

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。
4. 評議員は本会の運営方針および総会に提出する議案の審議を行う。
5. 常任委員長は常任委員会を代表する。
6. 常任委員は事務局を組織して会務を処理する。

第11条（選任）

1. 会長は総会において選出する。
2. 副会長は会長が評議員の中から委嘱する。
3. 会計監査は評議員会において選出する。
4. 評議員は会長が会員の中から委嘱する。
5. 常任委員は会長が評議員の中から委嘱する。
6. 常任委員長は常任委員の互選による。

第12条(任期) 役員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし常任委員長の任期は、当分の間1年とする。

第4章 会 議

第13条（種別）本会の会議は、総会、評議員会、常任委員会とする。

第14条（総会）

1. 総会は通常総会と臨時総会とする。
2. 通常総会は年1回開く。
3. 臨時総会は常任委員会が必要と認め、その旨を会長宛請求したとき開く。
4. 総会は日時、場所、議題を明記して会長が招集する。
5. 総会は出席者によって選出された議長が議題を運営する。
6. 総会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは議長が決する。
7. 総会の議事は次の事項をふくむ。
 - (1) 前年度事業報告および会務報告。
 - (2) 前年度収支決算の報告。

6. 評議員会は本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第16条（常任委員会）

1. 常任委員会は常任委員長および常任委員によって構成する。
2. 常任委員会は、常任委員長が招集する。
3. 常任委員会は常任委員長が議長となり議事を運営する。
4. 常任委員会の議決は多数決による。可否同数のときは議長が決する。
5. 常任委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 本会運営事務に関すること。
 - (2) 予算・決算および事業計画に関すること。
6. 常任委員は互選により庶務・会計・編集等の事務を分掌する。

第5章 会 計

第17条（収入）本会の経費は会費（会誌代を含む）・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第18条（会計年度）本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終る。

第6章 会則の改正

第19条（改正）会則の改正は総会の議を経なければならない。

第20条（細則）会則の施行に必要な事項は細則で定める。

本会則は昭和56年6月14日から施行する。